平成２２年４月１日規程第５４号

国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける通報者の保護等に関する規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号。以下「法」という。）その他の利益の保護に関わる法令又は規程等に基づき、役職員等からの法令違反行為又は規程等違反行為（以下「法令違反行為等」という。）に関する通報を、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」という。）内において適切に処理するための必要な手続を定めることにより、通報者の保護が図られるとともにセンターにおける法令遵守が徹底され、もってセンターの健全な業務運営の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

一　センターの役員

二　国立研究開発法人国立成育医療研究センター職員就業規則（平成２２年規程第１号）第１条に規定する常勤職員若しくは任期付短時間勤務職員又は通報の日前１年以内に常勤職員若しくは任期付短時間勤務職員であった者

三　国立研究開発法人国立成育医療研究センター非常勤職員就業規則（平成２２年規程第２号）第１条に規定する非常勤職員又は通報の日前１年以内に非常勤職員であった者

四　センターが法第２条第１項第２号及び第３号の事業者である場合における当該事業者の役員

五　センターが法第２条第１項第２号及び第３号の事業者である場合における同項第２号及び第３号の労働者若しくは派遣労働者又は通報の日前１年以内にセンターに従事していた労働者若しくは派遣労働者

六　次項に定める通報対象事実に関係する者であって、前５号に定める者以外の者をいう。

２　この規程において「通報対象事実」とは、センター又はセンターの事業に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者についての法令違反行為等

の事実をいう。なお、センターの事業と全く無関係な私生活上の法令違反行為等の事実は含まない。

３　この規程において「法令違反行為」とは、法第２条第３項に規定する犯罪行為若しくは過料対象行為又は最終的に刑罰若しくは行政罰につながる行為をいう。

４　この規程において「規程等」とは、センターの規程、細則、要領、通知その他これに準ずるものをいい、「規程等違反」とは規程等に違反する行為をいう。

５　この規程において「通報」とは、役職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、センターに設置された窓口に知らせることをいう。

６　この規程において「相談」とは、役職員等が通報手続に先立ちセンターから必要な助言を受けることをいう。

７　この規程において「通報者」とは、相談又は通報を行った役職員等をいう。

８　この規程において「受付」とは、役職員等からの通報を受けることをいう。

９　この規程において「受理」とは、役職員等からの通報について、法令違反行為等に関する通報として受け付けることをいう。

１０　この規程において「利害関係人」とは、被通報者（通報された者）及び調査の過程で調査の対象となった者をいう。

第２章　公益通報の受付・受理等

（受付の範囲）

第３条　センターは、役職員等からの通報対象事実に関する通報を受け付けるものとする。

（通報窓口の設置）

第４条　センター内に役職員等からの相談又は通報を受け付ける窓口（以下「内部通報窓口」という。）を設置し、役職員等からの相談又は通報を受け付ける職員（以下「通報相談員」という。）を配置する。

２　内部通報窓口をコンプライアンス室に設置し、コンプライアンス室長を通報相談員とする。

３　前２項のほか、センター外に役職員等からの相談又は通報を受け付ける窓口（以下「外部通報窓口」という。）を設置し、役職員等からの相談又は通報

を受け付けるため、センターの指定する弁護士（以下「指定弁護士」という。）を配置するものとする。

４　理事長は、通報相談員及び指定弁護士（以下「通報相談員等」という。）の業務を支援する者（以下「通報相談支援員」という。）を、センターの職員から指名することができる。

５　通報相談支援員は、通報相談員等と協力して、次条以下に定める業務を適切に処理するものとする。

（通報手続）

第５条　役職員等は、内部通報窓口又は外部通報窓口に通報対象事実について相談又は通報をすることができる。

２　相談又は通報は、次の各号に掲げる事項について書面の提出（郵送等による提出を含む。）、電子メールの送付又は電話によって行う。

一　通報を行う者の所属、氏名及び連絡先

二　事案発生年月日

三　事案発生場所

四　通報対象者の所属及び氏名

五　事案の概要

六　事案を知った経緯

七　内容を裏付ける資料の有無

（通報相談員等の業務）

第６条　通報相談員等は、通報者から、通報についての事実の詳細その他必要な情報を聴取するものとする。

２　指定弁護士は、通報者から聴取した前項の情報を、速やかに通報相談員に報告するものとする。

３　通報相談員等は、通報者からの通報の聴取に際して、当該通報者の秘密を保持するため、当該通報者が特定されないように十分に配慮するとともに、当該通報による不利益な取扱いがないこと及び当該通報者の秘密は保持されることを当該通報者に対し説明するものとする。

４　通報相談員は、通報者から聴取した第１項の情報及び指定弁護士から報告があった第２項の情報を、速やかに理事長及びコンプライアンスを担当する理事に報告するものとする。

（通報受理等の通知）

第７条　通報相談員等は、通報者からの通報が、次の各号のいずれに該当するかを判断し、別紙様式１により、当該通報者に遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名の通報その他通報者を特定することができない通報については、この限りでない。

一　公益通報として受理する。

二　公益通報ではないが通報内容について受理し、必要な調査を行う。

三　受理せず情報提供として受け付ける。

２　前項の場合において、指定弁護士は、通報者からの通報が前項各号のいずれに該当するかを、あらかじめ通報相談員に相談した上で当該通報者に通知するものとする。

３　次の各号のいずれかに該当する通報は、受理せず情報提供として受け付けるものとする。

一　内容が著しく不分明な通報

二　内容が虚偽であることが明らかな通報

三　既に調査を実施し、結果について通知した通報と同一の内容である通報

四　前各号に定めるもののほか受理することが相当でないと認められる通報

第８条　削除

第３章　調査及び措置

（調査の実施）

第９条　理事長は、受理した通報について、調査の必要性が認められる場合には、通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行うよう通報相談員に指示するものとする。

２　前項の場合において、理事長は、通報にかかる事案の内容に応じて、調査担当部署又は調査担当者（以下「調査担当」という。）を指名するものとする。

３　調査担当は、速やかに通報対象事実の有無及び内容について調査し、その調査結果を通報相談員等に報告しなければならない。

４　通報相談員等は、通報者からの通報について調査を行う場合はその旨、調査開始時期及び調査担当部署又は調査担当者の職名並びに当該通報の受理から処理の終了まで（以下「通報の処理」という。）に必要と見込まれる期間を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を、別紙様式２により、当該通報者

に遅滞なく通知しなければならない。

５　通報相談員等は、調査の進捗状況を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、適時に通報者に報告するものとする。

６　通報相談員等は、通報者からの通報にかかる調査が終了した場合は、速やかに調査結果を取りまとめ、その結果を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、別紙様式３により、当該通報者に遅滞なく通知しなければならない。

（コンプライアンス推進会議への報告）

第９条の２　センターの通報相談員（この条において通報相談支援員及び調査担当を含む。）は、通報者から聴取した事実の詳細その他必要な情報、当該事案に係る調査の進捗、結果等を、適時にコンプライアンス推進会議（国立研究開発法人国立成育医療研究センターコンプライアンス推進会議規程（平成２５年４月２２日規程第１８号）に基づく会議をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

（調査結果に基づく措置）

第１０条　理事長は、前条の報告を受けて、通報対象事実があると認めるときは、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの内部統制の推進に関する規程（平成２７年規程第５８号）第７条に規定する内部統制推進責任者に、速やかに是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるよう指示するものとする。

２　内部統制推進責任者は、前項の是正措置等の検証を行い、その結果を適時にコンプライアンス推進会議に報告しなければならない。

（通報者等の保護）

第１１条　通報者は、相談又は通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

（通報者のフォローアップ）

第１２条　通報相談員は、通報の処理の終了後、通報者に対して通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないか等について確認するなど、通報者を保護するために必要なフォローアップを行うものとする。

（守秘義務）

第１２条の２　第４条第１項に規定する通報相談員、同条第３項に規定する指定弁護士及び同条第４項に規定する通報相談支援員、第９条第２項に規定する調査担当、並びにコンプライアンス推進会議の委員及び内部統制推進責任者は、法第１２条に規定する公益通報対応業務従事者とする。

２　公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由なく、通報に関して知り得た情報に関する秘密を漏らしてはならない。

３　公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（協力義務）

第１３条　役職員等は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

２　センターは、行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

第４章　雑則

第１４条　削除

（通報関連文書の管理）

第１５条　通報の処理に係る記録及び関係資料については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの保有する個人情報の開示等の手続に関する規程（平成２２年規程第３９号）及び国立研究国立成育医療研究センター文書管理規程（平成２２年規程第３４号。以下「文書管理規程」という。）に基づき適切な方法で管理するものとする。

２　文書管理規程における文書の保存期間については５年とする。

３　外部通報窓口における通報の処理に係る記録及び関係資料については、前２項に基づき管理するものとする。

（利益相反の排除）

第１６条　公益通報対応業務従事者は、自らが関係する通報事案の処理に関与

してはならない。

２　公益通報対応業務従事者は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する公益通報対応業務従事者が当該通報事案の利害関係人になっていないか、当該通報事案に利益相反関係を有していないか等を確認しなければならない。

３　理事長が通報事案の利害関係人又は当該通報事案に利益相反関係を有している場合における第４条第４項、第６条第４項、第９条第１項及び第２項並びに第１０条第１項の規定は、同項中「理事長」とあるのは「監事又は監事が指定する者」と読み替えて適用する。

（その他）

第１７条　この規程の所管は、人事課労務管理室とする。

２　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（施行期日）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

（平成２７年規程第５３号）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

（令和５年規程第１０号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別紙様式１（第７条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

様

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
□　内部通報窓口
□　外部通報窓口

通報内容の受理等に関する通知書

令和　　年　　月　　日付の通報については、次のとおり取り扱うことに決定しましたので、国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける通報者の保護等に関する規程第７条第１項の規定により通知いたします。

□　公益通報として受理します。
□　公益通報ではありませんが、通報内容について受理し、必要な調査を行うようにします。 （担当部署） （理　　由） □　規程等の違反の可能性があり、センターの担当部署に調べていただく方が良いと思われるため □　その他
□　受理せず情報提供として受け付けます。 （理　　由） □　内容が著しく不分明な通報であるため □　既に調査を実施し、結果について通知した通報と同一の内容である通報であるため □　その他

別紙様式２（第９条第４項関係）

令和　　年　　月　　日

様

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
□　内部通報窓口
□　外部通報窓口

通報内容の調査実施等に関する通知書

令和　　年　　月　　日付で受理しました通報については、次のとおり取り扱うことに決定しましたので、国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける通報者の保護等に関する規程第９条第４項の規定により通知いたします。

１　調査の実施の有無	□　有　　□　無
２　調査開始時期	月第　　週
３　調査担当部署又は調査担当者の職名	
４　処理終了までに必要と見込まれる期間	約　　か月
５　調査を行わない場合の理由	

別紙様式３（第９条第６項関係）

令和　　年　　月　　日

様

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
□　内部通報窓口
□　外部通報窓口

通報内容の調査終了に関する通知書

令和　　年　　月　　日付で受理しました通報については、調査が終了しましたので、国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける通報者の保護等に関する規程第９条第６項の規定により通知いたします。

１　通報の内容又は件名	
２　調査結果	
３　当該事案に係る今後の担当部署又は担当者の職名	